

令和6年8月

第8回和光市教育委員会定例会会議録

和光市教育委員会

令和6年第8回和光市教育委員会定例会日程

令和6年8月22日（木曜日）午後1時30分開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 付議案件

議案第18号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示
を定めることについて

議案第19号 和光市立小中学校医療的ケア実施ガイドラインを定めること
について

日程第4 協議・報告事項

日程第5 その他（教育委員諸報告・委員質問・事務局報告など）

出席委員（5名）

教育長	石川毅
教育長職務代理者	山田実
委員	村中秀人
委員	牧江利子
委員	天内綾

欠席委員（なし）

議事参与者

教育委員会事務局教育部長	横山英子
〃 次長兼教育総務課長	福田裕子
〃 次長兼学校教育課長	辻英一
〃 生涯学習課長	細野千恵
〃 スポーツ青少年課長	森谷聡子

傍聴人（1名）

開会 午後 1時30分

○石川教育長 皆さん、こんにちは。

毎日暑い日が続きますけれども、市内の小中学校は、来週29日から2学期が始まります。この2学期が子供たちにとって充実した実りの多い日々となることを願っているところです。

それでは、次第に従って進行してまいります。

◎会議録署名委員の指名について

○石川教育長 日程第1、会議録署名委員の指名について、第8回の署名委員は天内委員にお願いいたします。

○天内委員 はい。

◎教育長の報告

○石川教育長 日程第2、教育長の報告をいたします。

資料1をご覧ください。

5日月曜日、市内小中学校の初任者研修会に出席をして、初任者を対象に教員としての心構えなどについて話をしました。

6日火曜日、インフォメーションシェアリングに出席をして、午後に北原小学校の学校ファームを視察いたしました。

8日木曜日、議会の議決を経ずに行った財産の取得について議長報告を行いました。午後は、総合教育会議に教育委員の皆さんと共に出席をし、その後、教育委員会臨時会を開催いたしました。

14日水曜日、インフォメーションシェアリングに出席しました。

17日土曜日、第58回夏季スポーツ大会を参観いたしました。

18日日曜日、第55回和光市少年野球秋季大会開会式に出席をして、午後は、和光市スポーツ少年団少年野球連盟創設50周年記念式典に出席をいたしました。

21日水曜日、子ども大学わこうの入学式で挨拶をして、その後、1日目の授業を参観いたしました。午後は、第1回和光市文化財保護委員会に出席いたしました。

22日木曜日、本日ですけれども、定例教育委員会を開催しているところです。

23日金曜日、令和6年度学校給食調理員夏季講習会で講話をする予定です。

25日日曜日、和光市秋季軟式野球大会兼第107回市長旗争奪野球大会開会式に出席をします。

26日月曜日、子ども大学わこうの修了式に出席をして、子供たちに修了証を渡す予定です。午後は、令和6年度朝霞地区教育委員会連合会第2回理事会に出席をします。

27日火曜日、和光市表彰審査会に出席をし、その後、政策会議に出席をします。

29木曜日、和光市議会開会日ですので、議会に出席いたします。

以上になります。

◎付議案件

○石川教育長 続いて、日程第3、付議案件。

本日の付議案件は2件になります。

議案第18号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示を定めることについて。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

○辻次長 資料2をご覧ください。

議案第18号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示を定めることについてです。

本議案は、和光市医療的ケア児等支援協議会設置要綱の一部改正に伴った変更と、医療的ケア児の受入れを実施し、様式を変更する必要性が生じたため、提出いたします。

次のページをご覧ください。

設置要綱の一部改正に伴った変更は、真ん中やや下あたりの表にあるように、第3条第2項、これまで「朝霞地区医師会の代表者と協議の上」とあったところを「学校支援部会に諮った」となりました。これは市の協議会設置要綱一部改正において、学校支援部会というものが設置され、その部会において、受入れや学校生活における支援等を検討することが明記されたことによるものです。

また、様式の変更につきましては、同じ表の下段になりますが、条文を一部変えたことと、それからそれに合わせまして、様式そのものを変えました。

それから、次のページになります。

現在の様式は、ほかの自治体を参考に準備したのですが、今年度行っている現場か

らの声を反映させまして、ここにあるように詳しく書けるようにしたものになります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石川教育長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願いいたします。

山田委員、お願いします。

○山田委員 朝霞地区医師会の代表者から学校支援部会に変わったということですね。

○辻次長 はい、そうです。

○山田委員 その学校支援部会というのはどういったメンバーで構成されているのか教えてください。

○辻次長 学校支援部会は、朝霞地区の医師会の医師、それから治療に携わる医師、それから校長会代表、支援事業者等関係機関ですね、それから医療的ケア児コーディネーター、それから教育支援センター、あと学校教育課の職員等がメンバーに入っています。

○石川教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい、分かりました。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

○天内委員 1つ質問があります。

○石川教育長 はい、お願いいたします。

○天内委員 この医療的ケアをするに当たっては、今回、1つの疾病に絞った内容になっていますが、今後の医療的ケアに該当する方は、この疾病に大体限られるような感じなんですか。今後、医療的ケアが増えたときにまた一からやり直すことが生じるのか教えてください。

○辻次長 おっしゃるようないろいろなケースが考えられるというようなところで、その都度にはなってしまうんですけども、現場の声とか実態に合わせた形で整えるというふうに関後していったほうがいいだろうということで、今後、そういうふうものが出てきたときには、また改めてこちらの場でご審議いただくような形で検討していきたいと思ひます。

○天内委員 ありがとうございます。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○牧委員 すみません、全然分からないんですけども、このカードのところの食事の撰

取量というのは、どういう数字ですか。量、単位とか、どのようにこの枠に記入するのでしょうか。

○辻次長 今やっているところでは、主菜、副菜に分けて、大体このくらいの割合を食べたということが書いてあるという感じです。これに記入していただくのが看護師さんになりますので、看護師さんは日々の記録として残しておきたいというふうなことがあります。実はこの項目はもともとなかったところなんです。

ただ、実際には、今、お手元にある表の1行で1日というわけではなく、1日の中で、こちらに記載したものがありますが、例えば7月1日ですと、7行使っています。その時間、時間で血糖値を測って、その経過を全て記録して、また1時間後ぐらいにまた測ったものを記録するというふうに、その都度、決まった時間で書くとか、その量とかも含めて書けるようにというふうな現場の声があって、それを基にしたというところです。

○石川教育長 よろしいですか。

○牧委員 はい、大丈夫です。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただきます。

採決します。議案第18号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示を定めることについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第18号 和光市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示を定めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号 和光市立小中学校医療的ケア実施ガイドラインを定めることについて。

それでは、担当課から説明をお願いいたします。

○辻次長 資料3をご覧ください。

議案第19号 和光市立小中学校医療的ケア実施ガイドラインを定めることについてです。

本議案は、市内の小中学校で医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう医療的ケアの実施に必要な事項をガイドラインとして示し、活用していくた

めに作成しました。

次のページ以降をご覧ください。

表紙がありまして、その裏がその内容になります。時間の関係もありますので、大きな構成について少し触れていきたいと思えます。

このガイドラインは6つの構成になっておりまして、一番最初が学校で行う医療的ケア、定義ですとか学校での実施、校外における対応はこういうことかというようなことを定めています。

それから、2ですね、実施体制、各学校での実施体制等についてです。

2ページの下のほうですね、3、医療的ケアの実施手続ということで、要綱にも定められた同意書、指示書の提出等についてこのようにしていきましようということが書いてあります。

続きまして、3ページの4、医療的ケアの実施関係者の役割と責任です。ここでいわゆる関係する方、保護者の方、主治医の方、看護師の方、それぞれの役割をこちらに明記させていただきました。

それから、6ページですね、5番、緊急時の対応及び情報の共有というふうなことで、緊急時対応の体制整備、それから記録を取ること等、そのあたりについて明記してあります。

7ページ、裏のところに研修についてというふうな内容になります。

学校教育課としては、これを各学校と共通理解を図り、ガイドラインに沿って適切な対応を行っていくとともに、実践が今後もっともって増えていくに当たり、このガイドラインを随時改定しながら、よりよい適切な対応をしていくことができるように思っています。

説明は以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

それでは、少し時間を取りますので、中身を見ていただいて、後でご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

それでは、ご質問やご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○山田委員 よろしいですか。

○石川教育長 はい、お願ひします。

○山田委員 2ページの(2)のところで、「看護師が不在のときは、保護者が実施する」となっていますが、これは配置された看護師、学校に配置された看護師が不在のときは、保護者の協力を得るということですか。

○辻次長 はい。

○山田委員 どこかでやっていたかと思いますが、看護師がいないときに、看護センター、介護のセンター等と連携をして、看護師さんが緊急でもいなくなるケースの時に看護師さんを送ってもらうというような仕組みを取れたらいいのではないのでしょうか。看護師さんがいつもいるとは限らないので、その辺の体制は、もう少し充実したものにしている方がいいかなと思います。このガイドラインはどこかの自治体のを参考にしているんですか。これは独自のものですか。

○辻次長 参考にしています。

○山田委員 そうですか。

○辻次長 はい。

○山田委員 不在時の対応について、ちょっとどうなのかなと。

○辻次長 はい。

○山田委員 あと4ページの(3)のAの主治医の役割で、「保護者へ学校における医療的ケア」、何か文章が読みづらいですけど、保護者に対してということですね。

○辻次長 はい。

○山田委員 何かちょっと読みづらいなというふうに感じます。

あと6ページの(10)のウ、これ「医療的ケアに係る手順を明記したマニュアルを作成する」、これは保護者が作成するということですか。

○辻次長 はい。

○山田委員 保護者が間違いなく作成できるだろうか。大丈夫なのでしょう。医療機関とうまくチェック機能とかあったほうが、より完全なものになるのではと思います。

○村中委員 山田委員が言うとおりにただけれど、法律的に治療を受けるとか、医療行為を受けるのは、患者本人か保護者の同意が必要ですから、これでいいんじゃないですか。

○山田委員 保護者の作成したマニュアルが、それが完全なのかどうか。保護者独自のものって作っちゃうと思うんですね。だから、それが学校でそのとおりに対応できるのか。本当はお母さんと代わったものが…。

○村中委員 お母さんと相談するんじゃないですか、主治医と、これならいいですかと。

主治医が指示を出すと思います。

○山田委員 そうですね。

○村中委員 だから、これでいいと思います。

○山田委員 保護者の役割だから、主治医の先生に確認すれば、それは一番いい形じゃないかなと思います。

あと下のオのところの廃止というのは何ですか。医療的ケアの中止とか廃止、というのはどういう意味でしょうか。

○辻次長 以上でよろしいですか。

○山田委員 はい。

○辻次長 では、順次お答えします。

まず、2ページ、(2) 医療的ケアを実施する者で、「看護師が不在のときは、保護者が実施する」とありますが、正直、まだ始めたばかりなので、様々な想定があり、結果的に保護者の方にお願いとかがという想定が全然ないわけではないです。

今回、看護師の方は、なるべく休みのところに充てる云々というふうなところにあまり影響がないように派遣会社をお願いしております、その方が来られないときには、ほかの方が来るような形にはなっています。ですので、基本的には、事前に分かる部分については、看護師の方が配置されないということはないかなというふうに想定はしています。

ただ、急な対応については、派遣会社でも難しい部分もありますので、その場合に保護者の方のご協力をいただくことは想定されるかなというふうなところで、不在のときには、保護者の方が実施される、このあたりを想定して書いています。

○山田委員 ただ、保護者が対応できないような状況になったときに、そのときにやはりほかの機関にうまく連携しておけば、大事には至らないと思います。たんの吸引とかは、看護師さんか保護者しかできないですよね。でも、資格を持っている人というのは市内にたくさんいるから、そういう方々をうまく事前に連携をしていく、万が一のときに連携していくとか、そういうことも必要じゃないかなと思います。それはもうちょっと細かいことになってくるから分からないと思うんですけども。

○辻次長 急な話はどこも難しい部分があるかなと思ひまして、事前に分かる部分はケアしてやるという部分では、予算のほうもかなりその部分で市のほうとしては準備していますので、一旦まずこれでやらせていただいて、委員ご指摘のような内容がかなり多く

て課題になるようであれば、そちらを検討していきたいと思います。

○山田委員 課題になっちゃうと困るんだと思うんです。課題になる前に対応していただきたいと思います。

○辻次長 課題になりそうであれば検討していきたいと思います。

○石川教育長 今の話だと、急遽の場合にどこかと連携をしてというときに、その連携先の有資格者の方と事前に主治医や保護者と面談しておくような対応をしておかなければならないというのが、その前の(6)の看護師の役割のところに明記されているんですね。なので、急遽、有資格者だから派遣するというだけではないので、連携するとなると、かなり事前の準備が必要になるかなと思います。

○山田委員 そういう連携をしているところがたしかあったので、どこかの市でね、そのやり方を倣ってやっておけばいいんじゃないかなと思います。

○辻次長 続きまして、4ページ、(3)、「保護者へ」という表記については、「保護者に」のほうがいいんですかね。「保護者へ学校における医療的ケアの範囲について説明を行う」のところですか。

○天内委員 説明の前に保護者に対して入れるのはどうでしょうか。

○辻次長 学校における医療的ケアの範囲について保護者に説明を行う。

○天内委員 そのほうが理解しやすいと思います。

○辻次長 入れ替えて、「保護者に」というのを「範囲について」の後に入れるということですね。「保護者に」でいいですか。「保護者へ」ですか。

○山田委員 後ろに持っていくんだったらいいと思います。

○辻次長 「に」でいいですか。

○山田委員 ええ。

○天内委員 「保護者に対し」でもいいかもしれない。イのほうが「医療的ケア児に対し」とあるので、そのほうがいいかなと思います。

○山田委員 そうですね。

○辻次長 ア、「学校における医療的ケアの範囲について保護者に対し説明を行う」というふうに変えるということによろしいですかね。

○山田委員 はい。

○辻次長 修正いたします。

続きまして、6ページ、(10) 保護者の役割、「医療的ケアの実施にあたり、対象児

童生徒の医療的ケアに係る手順を明記したマニュアル（様式第3号）を作成する」というふうにあります、少しそちらでのお話がありましたが、保護者の方にこういうふうにやってくださいというふうなことを書いていただくんですが、医療の専門ではない保護者に書いてもらうことを心配というところだと思うんですけども、先ほど村中委員のほうからもありましたが、ここはやはりお医者様と保護者の方がいろいろとつながっておりますので、ここには明記はしていないんですが、そこを踏まえた中でというふうなことの中で、保護者の方からこちらには学校でこうしてほしいというふうなものを指示を出していただくというふうなところで検討し、このところへそういうふうにしてあります。

○山田委員 保護者の方にこれでいいですかと先生にチェックしてもらいたいようなことをお願いしてもいいかなと。どういうものか私なんか分からないから、どういう手順でやっていくとか、それは分からないから、こういった議論になってしまうのかもしれないんですけども、実際にやってみて間違いがないか懸念します。

○辻次長 何かそういう文言を加えたほうがよろしいですか。

○村中委員 こういう子供はどうするかというのは、主治医が把握しているから、そこら辺のマニュアルについては、主治医はほかの医療機関とか緊急に対する対処というのができています。小児科ってそういうシステムが出来上がっているから大丈夫じゃないですか。あまりここで手続上の問題を心配しないでも、お任せで大丈夫だと思います。

○山田委員 お任せで大丈夫ですか。様式第3号自体が分かりません。

○辻次長 一旦このままでスタートさせていただいて、そのあたりは十分ケアするような形で対応していきますが、やはり明記したほうが良いというふうなことが生じるようであれば、また改定させていただきたいと思います。

それから、同じところのオですが、中止・廃止につきましては、実際に終わりとかやめるというふうなところの判断があったときに、その届けを出していただくことを想定しています。

今回、糖尿病の関係についても、一番最初に始めるときにはこのくらいまでというふうな話の相談があって、実際にやってみたら、もう少し延ばしてとか、もう少し早めてというふうなことがあります、最終的にそれが主治医の方の指示とかも含めて、やはり終了するときに、最終的に届けを出していただいて、こちらの部分、ここまでという

ふうなことを確認するために、こちらのものを目的に作っています。

○山田委員 村中先生にお聞きしたいんですが、この中止とか廃止という表現以外にはもうないんですか。

○村中委員 これで十分ですね。

○山田委員 十分ですか。

○村中委員 医療的ケアは要りませんということなんでしょうね。ちょっと突き放したような言い方なんだけど、でも、そういうものなので、これ以上はないですね。

○山田委員 それ以上、表現の仕方がないんですね。

○村中委員 例えば患者が死んじゃっても、医療的行為は続けなきゃいけないとか、入院したときもどうのこうのというような、もしこういうのがなければ、いつも連絡しなきゃいけないとか、体制を整えていなきゃいけないとかいうようなことも、法律上やめてもいいよと誰かに言われないと、正式に言われないと、続けないと、となると今度はそれが問題になっちゃいますからね。これでいいんじゃないですか。

○山田委員 難しいですね。分かりました。

以上です。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○天内委員 1点よろしいですか。

1 ページ目の(1)の上から4行目なんですけれども、誤植かなと思いますが、インスリン注射などの医療行為ですか。「医行為」になっているんですけれども。

○辻次長 すみません。

○天内委員 上から読んで気になりました。

○辻次長 確認します。「医行為」というふうに、今おっしゃられると、確かに医療行為という感じがしないでもないなと思ったんですが、「医行為」と書いてあったような気もしないでもないの…。

○天内委員 誤りでなければいいのですが。

○辻次長 確認させてください。

○天内委員 すみません、ちょっと気になったので確認お願いします。

○石川教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど学校教育課長のほうから説明がありましたように、このガイドラインを定めな

がらも、今後の実態に合わせて改定をしていくということを前提としてということでご理解いただけたらと思います。

○山田委員 この文章全体なんですけれども、こういうガイドラインとかそういうものは、最後に何とかするとか、対応するとか、そこで終わっていて、対応しますとか、そういう丁寧な言葉には変えられないんですかね。

○辻次長 常体を敬体に変えるということですね。

○山田委員 そういふのはないんですか。こういうものなんですね。

○辻次長 そうですね。

○山田委員 そうであれば。

○石川教育長 それでは、質疑を終了させていただいてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○石川教育長 それでは、採決します。議案第19号 和光市立小中学校医療的ケア実施ガイドラインを定めることについて、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○石川教育長 異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第19号 和光市立小中学校医療的ケア実施ガイドラインを定めることについては、原案のとおり承認されました。

付議案件は以上です。

◎協議・報告事項

○石川教育長 続いて、日程第4、本日の協議・報告事項はございません。

◎その他

○石川教育長 日程第5、その他につきまして、教育委員の皆様から報告がありましたら、この場でお願いいたします。何かございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、事前に教育委員より質問をいただいておりますので、それについての回答を各課からお願いいたします。

○福田次長 それでは、①各校の交通指導員の体制状況（場所と人数等）と配置のバランス及び危険箇所への配置についてお答えいたします。

交通指導員の配置につきましては、学校長が児童が小学校に安全に通学できる道を選んだ経路を通学路に指定しております。この経路の中で見守りと交通指導が必要と思われる箇所に交通指導員を配置しております。各校の通学路の配置箇所数は、別紙、交通指導についての表のとおりになっております。

また、登下校時の交通指導員の配置場所につきましては、机上の地図に赤丸でお示ししてあります37か所に交通指導員が配置されて、児童の登下校の見守りを行っております。なお、現在の交通指導員さんの所属人数については68人です。

①は以上です。

○石川教育長 続けてお願いいたします。

○辻次長 ②番です。学校と地域企業等との共同事業（授業）を積極的に取り入れていくことについてということでご質問いただきました。

各小中学校で行われる教育実践がよりよくなるという視点で非常に重要なことではないかなというふうに考えています。

昨年度中に教育長・部長と、例えば司法研修所ですとか、税務大学校等を訪問させていただいて、小中学校の連携みたいなところをお願いしたところ、今年度、夏に行われた和光市主催の初任者研修で理化学研究所を訪問させていただきました。

また、白子小学校の6年生が実際、司法研修所に伺いまして、いわゆる模擬裁判みたいなものを体験できたところです。効果としては非常に高いものだなという認識がありますので、今後もそのあたり、少し我々も開拓しながら進めていけたらなというふうに考えております。

続きまして、③番、指導力不足の教員はどれくらいいるのか。また、対策はどのように取られているのか。各教師がこれまでの経験で積み上げてきた個人的教材をみんなが共有していくことで指導力不足の先生や若手の先生方のよい授業の参考になるのではというご質問です。

指導力不足をどのように捉えるのかは非常に難しいところですが、例えば経験がまだ浅い若手の教員とベテランで力のある教員に比較すれば、指導力不足に捉えられるところもあると思います。

また、一方で、経験の有無にかかわらず、児童生徒への指導がなかなか難しい状況がある教員についても、指導力不足が原因の一つとして考えられるのかなというふうに思います。そこを何人というふうなところを答えるのは非常に難しいところだなと思いま

す。

対策につきましては、例えば個人の力量を向上させるというふうなことであれば、それを向上させるための研修や指導助言、児童生徒の実践の学びの質を高めるためという視点であれば、学校の組織体制の整備ですとか、指導体制の充実等が対応として考えられるかなと思います。

委員ご指摘の教材の共有等については、学校の組織体制の整備の一つとしてこれまでも実践してまいりましたが、ICTも入りましたので、今後もそのあたりはさらに充実を進めて、学校が一体となって児童生徒の教育指導が充実できるようにしていきたいと思えます。

続きまして、④番です。現在はあらゆる職場で人事不足のようであるが、将来的に職人という伝統や手に職といわれる職業を選ぶ人が激減すると言われる中で、そうした職業の魅力を伝えるのは小中の子供の頃が大切だと思う。学校の授業等で伝えていく必要があるのではというふうなご質問です。

様々な職人等の魅力、伝統の魅力等に触れていくことは、委員のご指摘のように子供たちの心に響くものであるなというふうに思えます。学校教育においては、実技教科等で、例えば音楽の伝統ですとか芸術ですとか、そういうことに触れることも一つかなと思いますし、直接的には道徳の内容等にも伝統文化の尊重というのがありまして、その中の教材の中で触れることもあります。

本市の道徳の教材を調べてみましたら、例えば6年生で秋田県の曲げわっぱを題材として取り上げられていたりもしますので、実際にはそういうところから話を広げたりして、伝統文化、そういう職人とかに触れる機会というのは今あります。

今後、さらにもっと、例えばゲストティーチャーを呼んだり、そういう体験ができたらなというふうなところは、各学校に働きかけていけたらなというふうに思えます。

○福田次長 次に、⑤教育総務課の事務量に対して人の体制は十分なのか。

教育総務課の事務量に対して人の体制につきましては、課内の職員定数6名で、各配置としては、課長1名、教育総務担当2名、教育施設担当3名となっております。

例年、教育総務担当においては、特に年度末に、教育施設担当においては、特に年度末や夏休みに事務処理、設計見積り、工事監督、検査業務、集中的に業務が立て込む時期はございますが、現状、課内、課担当者が連携、協力し合っていますので、業務を配分し、応援してくれており、バランスのよい体制と考えております。

以上です。

○辻次長 続きまして、同じご質問で、学校教育課の事務量に対しての人の体制はというふうなところがありました。

今、教育総務課と同じように、バランスを考えながら業務を進めておりますので、大きな混乱等はないかなというふうなところではあります。

また、たくさん人がいれば、すごいありがたいと、多いことに越したことはないというところではありますが、一方、当課の業務と関係ないのかもしれないんですけども、少子高齢化に伴って、なかなか人が少なくなっていく中でどう対応していくかみたいなところを考える機会というのがあります。そういう点からすると、今後またDX化ですとか、一人一人の力をつけていくことですか、様々な視点から業務を遂行できるように対応していかなくちゃいけないかなというふうに考えています。

続きまして、⑥番、いじめや不登校の現状についてです。

令和5年度の数字になりますが、いじめの認知件数、これが最新になりますが、小学校59件で前年度比マイナス29件、中学校が34件で前年度と同じ件数。不登校は、小学校79名で前年度比プラス24、中学校は113名で前年度比プラス23名となっております。というところからも、不登校の課題が大きいと認識しておりますが、各学校においては、今後も一人一人丁寧に対応しながら、その解消に向けて取り組んでいけたらというふうに考えております。

それから、⑦番です。学校現場での課題と要望についてというふうなことでございます。

学校現場においては、先ほどのいじめや不登校への対応ですとか、ICTの活用、保護者、地域との連携、施設設備の関係、様々な課題があるなということがあります。

また、その改善に向けて、様々な学校からの要望もありますが、すぐに対応できるもの、また時間のかかるもの、時間をかけるもの、その状況等に合わせて対応しているというふうな状況です。なかなかすぐに行き届かずに、各学校にご迷惑をおかけしているところもあるかと思いますが、引き続き各学校の実情に丁寧に寄り添っていきながら、可能な限り迅速に対応していけたらなというふうに考えております。

○石川教育長 ありがとうございます。

ただいまの各質問に対しての回答を踏まえまして、ご質問やご意見がございましたらよろしく願いいたします。

お願いします。

○山田委員 今お話しいただいた⑦番のところで、課題については、結構厳しく、対応がなかなか難しい部分もあるということは、やはり人が足りないというところ、⑤番のところにくるわけですね。

○辻次長 必ずしもというわけではないですが…。

○山田委員 そうでもないですか。

○辻次長 人がということだけがというふうでは……

○山田委員 人がいればいいということでもない。

○辻次長 人がいればというものもあれば、そうでないものもあるかなと思います。

○山田委員 でも、いるからそれに対応できる業務もあるのではないかと。

○辻次長 そうですね、先ほども申し上げましたが、たくさんいれば、それはありがたいことではあります。

○山田委員 いじめの問題なんですけれども、やはり不登校の問題が厳しい状況になっているというところで、そのケース、ケースでいろいろあると思うんですけれども、やはり子供たちの将来に関わっていくことによって、将来がどうなっていくかという非常にシビアな部分もあると思うので、ここは力を入れて改善していく必要があるところじゃないかなと思います。

そのために何をやるかということ、地域、団体等と連携しながら、これやはり行政だけでは難しいところがあるので、それも視野に入れて進めていく必要があるかなというふうに思います。

交通指導員のところなんですけれども、学校の状況によって配置箇所の割合が大分違うなというところが見えてきています。例えば広沢小は通学路が短い、あそこの道路だけなので、それほど配置は必要ではないと思うんですが、白子小とか第三小は2か所しかない。2人ということですよ。2人しか配置していないんですよ。

○福田次長 配置箇所としてはそうですね。

○山田委員 2人の配置だと、バランス的に全然合っていない。バランスの問題じゃないけれども、やはり白子小や第三小は危険な箇所がたくさんありますから、配置を考えていく必要はあるのかなと思います。

第四小学区にある和光陸橋ですが、以前、私が行ったときは、指導員さん1人で、あの広い川越街道を1人で見ていました。広い横断歩道で、次の子が来るので、横断歩道

の途中で戻っていっちゃう。絶対反対側にも指導員が必要だということで、教育委員会にお話しして1人増やしていただいた経緯があります。やはり現場を見て、本当に危ないところはまだまだたくさんあるので、やはりこの配置のバランスというか、これは適当ではないというふうに思います。もう少し増やすべきかなと。学校からの要望はないかもしれないけれど、要望の問題じゃなくて、やはりもうちょっと深く通学路をみていただけたら…。

○福田次長 補足よろしいですか。

○山田委員 はい。

○福田次長 こちらの数字が、箇所数としてはこのとおりになんですけれども、第三小学校は、PTAのボランティアが立っていただいている箇所があったり、信号箇所に立っていただくとか、そういったことで数字上は少なく見えている部分があります。

今、山田委員のほうでは、白子小の辺りを熟知していらっしゃるので、2か所じゃ少ないんだというお話も、十分こちらとしては受け止めなきゃいけないなというところではあるんですけれども、また実際にそのエリアの通学距離、そういった延べ距離が長かったり、実際に下新倉小学区が広がったり、幹線道路を横断していく箇所数が多いとか、そういったところでの差はどうしても出ているかなというのが実際あります。

ただ、ご指摘のとおりちょっと足りないんじゃないかという部分もあって、分からないでもないですし、何とかしたいなというところではあります。

今、個別の要望箇所については、こういったきっかけでございますけれども、毎年5月ぐらいに学校長から通学路を出していただいています。あまり大きな変更はないんですけれども、登校していた児童が卒業したり、コースを外れてきたりとか、そのような微調整みたいなものがありますので、それを改めて行っていきながら、増やせるところは増やしていこうと・・・、教育長にもご指導いただき賛同いただいておりますので、そこは進めていくつもりです。

直近の一番の問題というのが、シルバー人材センターとの業務委託契約で、交通指導員さんを出していただいているところが、人材の不足問題として逼迫しておりまして、できましたら、お顔の広いところでご紹介いただくことを、ぜひお願いいたします。

○山田委員 できれば、第三小のように保護者が率先的に危険箇所に立ってもらおうということが一番いいと思うんです。だから、そういった情報、第三小ではこういうことをしていますよみたいな情報を各学校に伝えて、保護者の協力、白子小でも私、毎朝立って

いますけれども、一緒に保護者が登校していく方がすごく多いんです。2人ついているところもあるし、それはもう本当にありがたいことですし、そういう保護者がいるわけですから、だから、希望を取れば、自分たちの大切なお子さんですから、協力していただける人も出てくると思いますので、そういった形で。

交通指導員さんって時間でもういなくなっちゃうわけじゃないですか。学童のお子さんなんかは、学童の先生が途中まで送って、あとは自分たちで帰らなきゃいけないわけですね。そこはやはり保護者が迎えに来る方もたくさんいらっしゃいますし、だから、そういう保護者の協力をもっと得るのと、やはりここも同時に充実させていくことも必要だと思います。何かあってからでは遅いので。あとは子供たちに交通指導を十分に行って、自転車指導も4年生からやるというのも、もう何回か言っていますけれども、4年生じゃ遅いと思います。もっと早くそういう指導も、教室を開いてもらうほうがいいかなと。

3時の下校のお知らせチャイムについても、3時に「私たちが帰ります」と防災無線で放送が入りますよね、あれも現実に合わせて2時20分ぐらいには放送したほうがいいというお話を何度もしていると思うのですが、その辺はどういう理由で3時にこうなっているのか。

○福田次長 教育総務課では、チャイムに関してはお答え出来かねるのですが……

○山田委員 そうだけど、多分、市の危機管理室がやっているんだと思うんですが、教育総務課のほうから聞いていただくことはできないですか。

○辻次長 チャイムのほうは、時間帯等をもう一度、危機管理室に確認します。

○山田委員 1年生が帰るのは2時20分ですから、もう3時にはみんな帰っちゃっているんですよね。やはり低学年が帰るときにその放送があったほうがベストだと思います。それも何回もお話ししているんですが。

それで、交通指導員のほうはできるだけよろしくお願いします。企業との連携については、先ほど教育長さんも、国の施設等をいろいろと頑張っているのを聞いています。

地域の普通の商売をやっている人たちもたくさんいるわけで、先ほどいろいろな学校での出前授業みたいな形で来ていただくとか、農家の方が作物の作り方みたいなのを畑でご指導いただいたりとか、教室でお話ししていただいたりとか、そういうのもあるみたいなので、そういうのを学校現場で子供たちに聞かせてあげることが、いろいろな職業を知っていただくということにつながっていくのでいいんじゃないかなという

ふうに思いました。

○辻次長 分かりました。

○山田委員 できるできないじゃなくて、専門的にやっている人の言葉って非常にいい話になると思うので、ぜひ取り入れてもらえたらと思います。

○辻次長 実際に畑については、小学校3年生で市内の畑見学が、多分10年前ぐらいはかなり活発に行われていて、そこからどんどん受入れ先が正直なくなってきているのが現状です。受入れはなかなか難しいというふうなことで、昔ですと、昔の器具とか置いてあって、実際見に行ったりもしていたんですね。それを見ながらお話を伺って、最後に大根を1本ずつ取ったりとかあったんですけども、なかなか市内のほう、農家の方も大分減ってきているのもあるのかなと思うんですが、なかなかそれで学校も困っているというふうなところの話は聞きます。

あと市内にも、個人的なお店とかに行くという部分については、低学年で実際にやっているところがあります。そこに行ってお店の方にインタビューして、そのことを生活科で最後に発表したりしてということは、各学校で工夫してやっているところかなと思いますので、おっしゃるとおりすごくいい教材ですので、充実させていきたいと思えます。

○山田委員 村中先生にもぜひ学校で授業をしてもらって。

○村中委員 準備しておきます。

○山田委員 木曜日です。

○村中委員 はい。

○石川教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○石川教育長 ほかにいかがですか。何かありましたらお願いします。

○天内委員 1点よろしいですか。

○石川教育長 お願いします。

○天内委員 山田委員のほうから上がってきた内容に関してです。今回に限らずですが、体験する機会がとても少ないと感じています。都会の子のほうが多いのかもしれないんですが、子供たちが忙し過ぎて、自分たちが子供の頃に外でいろいろな人に会ったりとか、遊びに行ったりとか、その中でいろいろ学んできたことという体験自体がとても少なくなっているんじゃないかなというふうに感じています。

放課後に時間をつくるというのは難しいことだと思うので、休み時間でもいいですし、何か体験できるきっかけを作れないか。普通の生活では難しいけれども、ちょっとやってみようということを、20分休みを使ってやりたい子だけでもいいからやってみる。興味のあることを体験できるようなプログラムがあってもいいのかなと思います。先生方の負担が増えることもあるかもしれませんが、授業の中ではやりにくいけれども、グラウンドに何かを置いて、これの変化、朝置いたやつ、昼間どうなっているんだろうねとかやってみたり、遊びの中で、昔、こういう遊びをやっていたらいいよというのをやってみたりとか、ちょっとした遊び心というのも学校の中に取り入れて、体験、経験を増やしていくというような取組ができないかなというふうに感じるところです。

以上です。

○石川教育長 ほかにございますか。

○山田委員 今、子供たちが地域の大人と接する機会がなくなってきていますよね。だから、地域から学校に入り込んでいかないと、何するでなくてもいいと思うんです。くだらない話をするのもいいと思うので、大人と触れ合うとか、そういうのも大事なことなので、それでいろいろな体験ができれば、今言ったとおり、ちょっと長い休み時間に地域の人がばっと校庭でも来て、いろいろな遊びができるとか、一緒に遊んでもらうと、そういうのもいいんじゃないかなと思います。

○村中委員 そういう教育用のビデオみたいなものがあるんじゃないですか。教育用というか、一般社会のそれぞれの職業を紹介するようなものとか、NHKでやっていますよね。

○石川教育長 はい。

○村中委員 NHKやテレビ東京などで、何しにここへ来たとか、何やっているとかを取り上げて紹介する番組があるじゃないですか。教材としても多分あると思うんです。

だから、時間を節約するならば、学年全員に一度に体育館等で大きなスクリーンで見せちゃうとか、そうすれば、時間がかからず熱中症の心配もしなくていいし。

○山田委員 体育館はエアコンがついていますか。

○天内委員 工事中です。

○山田委員 時期的に忙しい時期がでできちゃうから、そういうときに人材がいれば。

○石川教育長 職業とかキャリア教育については、小学校1年生から段階を踏んでやっていきますし、教材としては、ビデオ教材がどの学校にも備わっているかどうか、今の段

階では分からないですけども、図書室に行けば、必ず職業に関する書籍があって、図書館アドバイザーの人たちがそういったものを積極的に薦めるような傾向はあります。

あとは教科の中でも職業について扱っていきますので、その学習した内容を実際にまちに出て行ってインタビューしたり、観察したりということもやっていくんですが、ただ、それが授業の中でやったり、それから図書館にある本というのは、既存の職業が中心で、今新たな職業がどんどん増えてきていますよね。そういったものに対応できていないというところはあるかなとは思っています。あるかなというよりは、教員自身がそういった新たな職業を果たしてどこまで知っているのかということもありますので、そういった意味では、今どんどんどんどん新しい職種が増えてきている中で、子供たちがその全てをかつて固定的な職業を学んだように学んでいくことが果たして本当にいいのかどうかということも含めて、これから検証していかなければいけないのかなという感じはします。

あとは地域の方々と触れ合う場面で、かつてそういう場をつくっていたときもあったんですけども、やはりセキュリティーの問題と地域の触れ合いというのは、いつも表裏一体になってしまっていて、そのところを何とかしたいねという意図もあって委員にもお願いしているような地域学校協働活動などが出てきているというところで、コロナの3年間で少し学校の活動が消極的になっていたところを昨年度ぐらいから少しずつ元に戻すところから新たな取組に移行していこうというところが見え始めてきているので、そういった意味では、地域の方々と触れ合っていたり、またはいろいろな専門性を持っている方と触れ合うというような場をどうつくっていくかというのは、これからみんなで知恵を出し合って、こういう形だったら子供たちが安全に、そしてより意義深く学べる場がつかれるねというところを構築していく必要があるのかなと。そんな中、2月に熟議を1回やったと思うんですけども、あのようなことをまた教育委員会の委員の皆さんや、または保護者の方や、学校の教員を交えてやっていくのも一つの方法かなというふうに考えておりますので、ぜひ来年の2月、そんなことを踏まえて計画をしていけるとうれいなというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○天内委員 小学校4年生からクラブ活動が始まりますよね。結構子供たち、クラブ活動を楽しみにしていて、自分が好きなところに選んで行けるということもあるので、そ

の時間を楽しみにしています。そういった、学校の活動ですでにやっていることに対して、コミュニティスクールの大人や地域の方々が入っていくとか、お手伝いするとか、一緒に楽しむとか、そういったことというのは難しいことなんでしょうか。

○石川教育長 実際にやっている学校、クラブ活動はありますし、その辺、次長のほうが詳しいですね。

○辻次長 第二中学校区でそれはやっていて、年間を通してバスケットボールクラブに地域のバスケットチームの保護者が来たりですとか、ドローンを飛ばしてみるみたいな、そういうICTのプログラミングのところを年間、そんな回数はないですけども、やったりとかというふうなことが少しずつ今進められているところかなという、そういう中でまさにおっしゃるように、触れ合いとかも含めて充実していくところにはつなげていけたらなと思います。

○天内委員 不登校の問題があるじゃないですか。それだけじゃないですけども、やはり学校に行きたくないという理由が何なのか。やらされていると思っているのか、勉強に意味がないと思っているのか、そもそもいろいろ人生つまんないとなっちゃっているのか、理由はいろいろあると思うんですけども、積極的に自分からやりたいなと思うきっかけが幾つかちりばめられていることで、何か一つでもよりどころがあれば、行きたいとか、行ってみようという気持ちにつながるのかなと思います。

以上です。

○石川教育長 そのあたりはこれからますます活発に進めていかれるようにしていきたいですね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、事務局から諸報告お願いいたします。

○横山部長 私からは、議会の報告をさせていただきます。

本日、和光市議会9月定例会の告示が行われました。開会日は8月29日ですが、教育委員会が提出する議案につきましては、先日8月8日の臨時教育委員会においてご審議いただきました議会の議決を経ずして行った財産の取得になります。教師用指導書の購入が5件、それから和光市総合体育館用備品の購入について1件、合計6件となります。その後、9月定例会におきましては、令和5年度の決算審査が行われます。

一般質問の内容と答弁の内容については、次回の教育委員会においてご報告をさせて

いただきます。

○石川教育長 教育総務課、お願いします。

○福田次長 教育総務課からは、小学校施設整備の白子小、新倉小、第三小学校屋内運動場空調機設置工事についてご報告いたします。

空調工事につきましては、入札の不調によって約1か月着工が遅延しておりましたが、8月6日、契約締結、着工、各校との打合せも終わり、現在、各校足場、機器搬入、配管工事に取り組んでおります。大まかな予定としましては、白子小、新倉小、第三小学校の順番に室内機、室外機と工事を行います。9月下旬から10月中を目途に試運転実施を目指した工程で進んでいきます。

教育総務課からは以上です。

○山田委員 ちょっといいですか。今、大和中の周りに足場が組まれているのは、あれは外壁工事ですか。

○福田次長 外壁など、大和中は空調機だけではなくて、少し整備しますので。

○山田委員 外壁も一緒にやっているということですか。

○福田次長 はい。

○山田委員 あんな大がかりな。

○福田次長 修繕もいろいろと同時にやっております。

○山田委員 空調だけで大がかりな足場が組まれているから、おかしいなと思っていたんです。分かりました。

○石川教育長 学校教育課、お願いします。

○辻次長 7月19日金曜日に1学期終了した後、実質的には20日からお休みに入ったところですが、今日、夏休みがいよいよ終了するちょっと手前のところまで来たところです。各学校も、8月11日から16日が閉庁日で、土日合わせて9日間のお休みも終わりました。2学期のスタートに向けて、各学校、少しずつ今週に入って作業したり、研修等が始まっている様子をこちらでも報告を受けているところです。各学校から子供たち、それから先生方、大きな事故等の報告は現在ではありません。

2学期は、各学校、教育活動充実の時期になりまして、行事等様々な活動も計画されています。こちらでも随時、計画等をご案内させていただけたらと思いますが、子供たちの成長を肌感覚で非常に成長したなというのは感じられる2学期なのかなというふうに思いますので、ぜひ学校公開とかそういうところで足をお運びいただけたらなという

ふうに思います。

学校教育課としては、学校の教育活動がよりよく円滑に進められるように、これからも邁進していきたいというふうに思います。

学校教育課からは以上です。

○石川教育長 生涯学習課、お願いします。

○細野課長 生涯学習課からは、現在開催中の子ども大学についてご報告させていただきます。

子ども大学は、子供の知的好奇心を刺激、充実する内容を大学や地域の専門家の方から学ぶこと。また、子供の生きる力を育み、地域で地域の子供を育てる仕組みをつくるということを目的として、市内在住の小学校4年生から6年生を対象に実施しています。

14回目となる今年度は、8月21日、昨日から8月26日までの4日間で開催しておりまして、講義内容としては、東日本旅客鉄道株式会社さんによる鉄道と情報ネットワークの秘密ですとか、十文字学園女子大学さんによる運動遊びを通じたアイスブレイク、県の都市整備部による地震対策、埼玉りそな銀行和光支店さんの金融教育といった多彩なラインナップになっております。これらの講義は、内容によって3つの分野に分けて実施しているところなんですけど、具体的には自分を見つめて、将来や人生について考える「生き方学」、地域を知り、郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、物事の原理や仕組みを追求する「はてな学」といった3分野に分けて開催しているところです。体験やグループ活動を通じたコミュニケーションなどを含んでいるんですけども、お子さんによっては、学校と違う内容を違った場所で知らないお友達と一緒に活動するというのは、ある意味冒険かなというふうに思うんですけども、夏休みを活用して、お子さんそれぞれその子なりの成長につながってもらえればなというふうに考えているところです。

生涯学習課からは以上になります。

○石川教育長 スポーツ青少年課、お願いします。

○森谷課長 スポーツ青少年課からは、8月、9月の事業についてご報告いたします。

8月17日、先週の土曜日は、夏季スポーツ大会ということで、総合体育館でドッジボール大会を行いました。小学生低学年は8チーム、高学年は9チーム参加があり、小学生は204名が選手として参加していただいたところです。こちらの大会を運営するに当たりまして、PTA、育てる会青少年育成推進委員など、いろいろな地域の方にご

協力いただいているところですが、市内中学校3校から、各校10名程度の生徒がボランティアとしてご協力いただきました。実際には31名の中学生の方に審判、副審、ラインズマンや選手の案内など、中学生ボランティアさんはとても熱心に協力していただいて、保護者や、参加されたほかの方からもお褒めの言葉をいただいたところです。こちらは夏の暑いときの練習を熱心にしたチームもありまして、暑さ対策も気になるところですが、保護者の方にご協力いただいて、けが等もなく無事に終了することができました。

9月については、9月29日に市民ハイキングということで、群馬県川場村を定員30名募集ということで予定して、現在、事務を進めています。

また、12月に青少年健全育成作文表彰式・発表会を行います。募集の締切りを9月17日までということで、夏季休業中に宿題の一部としてやっていただいている学生さんや市内の小中学校に通っていらっしゃるお子さんも広報で周知していますので、応募があればエントリーが可能です。高校生を含めて募集し、事務を進めているところです。

以上です。

○石川教育長 ありがとうございます。

各課からの諸報告についてご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○石川教育長 それでは、次回の日程について教育総務課からお願いします。

○福田次長 次回の定例教育委員会の日程につきましては、令和6年第9回定例教育委員会は、9月26日木曜日午後1時30分から市役所5階503会議室で行います。

○石川教育長 それでは、これもちまして第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございます。

閉会 午後 2時47分

第 8 回定例会会議録署名者

教 育 長

会議録署名委員